

新潟市水道局行政文書管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第3号

新潟市水道局行政文書管理規程等の一部を改正する規程

(新潟市水道局行政文書管理規程の一部改正)

第1条 新潟市水道局行政文書管理規程(令和3年新潟市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「浄水場の長」を「営業所及び浄水場の長」に改める。

(新潟市水道局公印規程の一部改正)

第2条 新潟市水道局公印規程(昭和58年新潟市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の表秋葉庁舎専用新潟市水道事業管理者印の項中「秋葉料金事務所長」を「秋葉工事事務所長」に、「秋葉料金事務所」を「秋葉工事事務所」に改める。

(新潟市水道事業会計規程の一部改正)

第3条 新潟市水道事業会計規程(昭和52年新潟市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第21条第3項中「料金事務所長」を「料金課長」に改める。

別表第1 総務部の部中

「

中央料金事務所	所長	中央料金事務所の職員(出納事務に従事しない者を除く。)
---------	----	-----------------------------

秋葉料金事務所	所長	秋葉料金事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	を
---------	----	-----------------------------	---

」

「

料金課	課長	料金課の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	に改め、
-----	----	-------------------------	------

」

同表技術部の部中

「

中央工事事務所	所長		を
---------	----	--	---

」

「

中央工事事務所	所長		に改める。
秋葉工事事務所	所長	秋葉工事事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	

」

（新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程の一部改正）

第4条 新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「管路第1課長」を「管路課長」に、「管路第2課長」を「給水装置課長」に改める。

（新潟市水道局庁舎管理規程の一部改正）

第5条 新潟市水道局庁舎管理規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「秋葉料金事務所長」を「秋葉工事事務所長」に改める。

（新潟市水道局防火管理規程の一部改正）

第6条 新潟市水道局防火管理規程（昭和63年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「秋葉料金事務所長」を「秋葉工事事務所長」に改める。

別表第1地階の部中「中央料金事務所」を「料金課」に、「管路第2課」を「給水装置課」に改め、同表一階の部中「中央料金事務所」を「料金課」に改め、同表二階の部中「計画整備課・会議室」を「技術部長室・計画整備課・会議室」に改め、同表別館の部を次のように改める。

別館	給水装置課	給水装置課
	更衣室・ガスメーター室	総務課
	第7会議室	給水装置課
	別館書庫	給水装置課
	メーター室	営業課
	委託者作業室	料金課
	共用部分	給水装置課

別表第1分庁舎の部中「管理第2階」を「管路課」に改め、同表秋葉庁舎の部中「秋葉料金事務所」を「秋葉営業所」に改める。

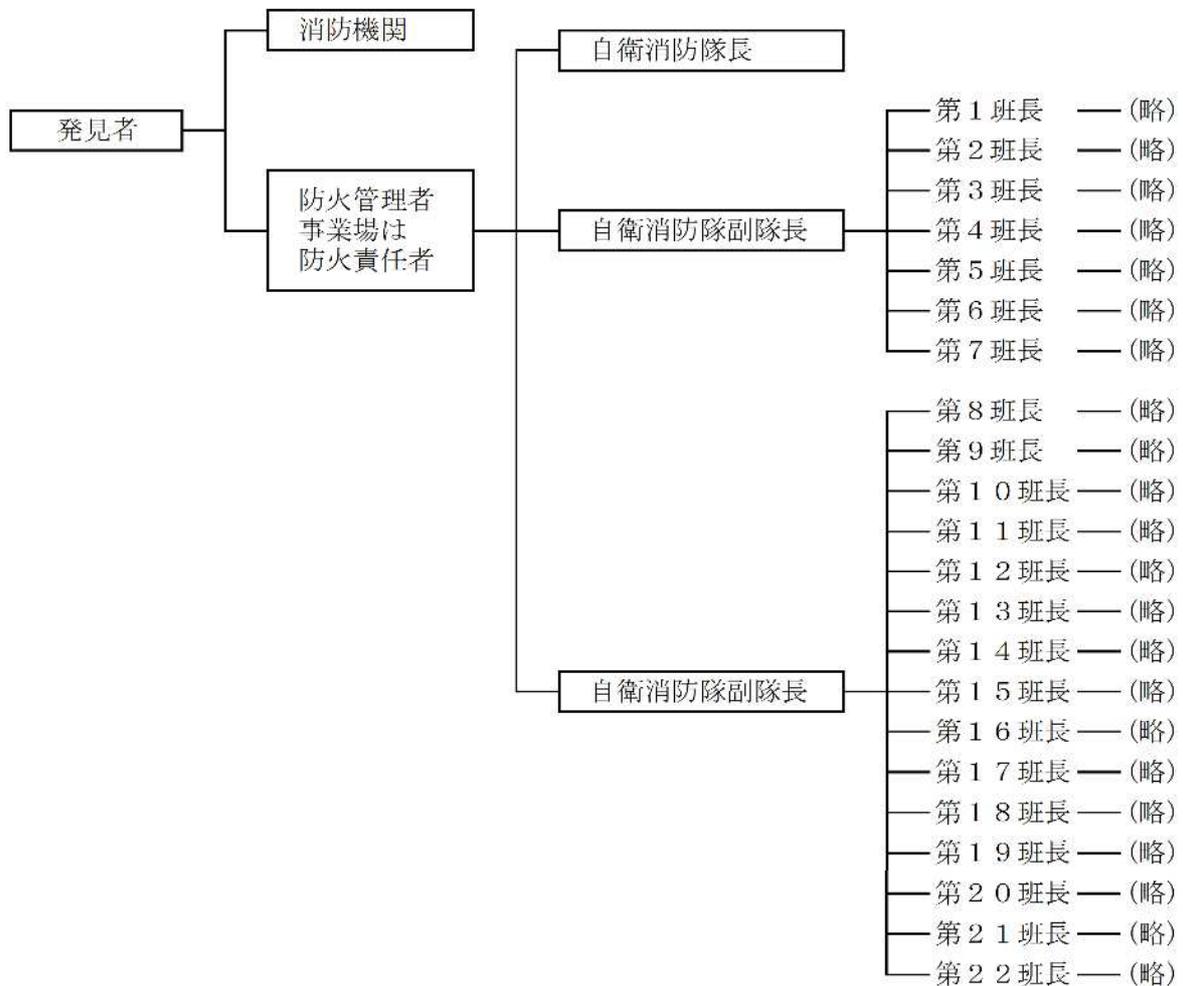
別表第3中「（第5条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別表第3の2中「中央料金事務所長」を「料金課長」に、「秋葉料金事務所長」を「秋葉営業所長」に、「管路第1課長」を「管路課長」に、「管理第2課長」を「給水装置課長」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 9 条第 2 項関係）

夜間の通報体制



（新潟市水道局公用車安全運転管理規程の一部改正）

第 7 条 新潟市水道局公用車安全運転管理規程（平成 26 年新潟市水道局管理規程第 11

号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「事務所」の次に「、営業所」を加え、同条第 2 項中「事務所長」の次に「、営業所長」を加える。

（新潟市水道局職員安全衛生管理規程の一部改正）

第8条 新潟市水道局職員安全衛生管理規程（平成6年新潟市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「事務所長」の次に「、営業所長」を加える。

（新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正）

第9条 新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程（平成10年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「委員長及び副委員長を」を「委員長及び副委員長」に、「管路第1課長」を「管路課長」に改める。

第7条中「技術部管路第1課」を「管路課」に改める。

別表中「管路第1課長」を「管路課長」に、「管路第2課長」を「給水装置課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。